

登録有形文化財（建造物）の登録について

平成 28 年 11 月 18 日（金）に文化審議会が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の登録が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、登録文化財原簿に登録されることとなります。

本県関係では、平成 28 年 7 月 15 日に答申された齋藤家住宅主屋など 8 件に続くもので、合計 166 件となります。

【答申予定の登録有形文化財（建造物）2 件】

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	建 築 年 代
たていしみさきとうだい 立石岬灯台	1 基	敦賀市字立石エリヶ崎	国（国土交通省）	明治 14 年 昭和 5 年改修
たていしみさきとうだいいしろう 立石岬灯台囲障	1 基	”	”	明治 14 年 昭和 26 年改修

立石岬灯台について

- ・所在地 敦賀市字立石エリヶ崎
- ・所有者 国（国土交通省）
- ・年代 明治14（1881）年
- ・特徴 立石岬灯台は敦賀半島の最北端、標高約117メートルの高台に位置する。大陸との交易や北前航路の往来で栄えた敦賀港湾口を示す灯台として、日本海側で2番目に建設された。
立石岬灯台は、日本人技師により建てられた最初期の灯台であり、敦賀の近代化と繁栄を導いた象徴として貴重である。いまも現役施設として利用に供している。



①立石岬灯台

- ・年 代 明治14年、昭和5年改修
- ・登録基準 再現することが容易でないもの
- ・特 徴 灯台は、高さ約8m（地上からドーム頂部）で、円形平面の石造の基礎部の上に、コンクリート造の灯室、鋼製ドームの灯ろうを載せる。入口などに洋風意匠を取り入れる。これまでの灯台は外国人技師による建設であったが、本灯台では工事監督に日本人の名が見え、日本人技師により手がけられた最初期の灯台として貴重である。



灯 台（東から）



入 口 上 部 銘 板

「ILLUMINATED 20TH JULY 1881」

「明治十四年七月二十日初点」

②立石岬灯台圀障

- ・年 代 明治 14 年、昭和 26 年改修
- ・登録基準 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・特 徴 圀障は灯台の敷地を囲い、土塁上部に鑄鉄製の柵を載せる。土塁は 27.5m 四方で、土塁内外に昭和 26 年に解体した退息所の石材を積む。柵の先端には花のつぼみの意匠が施される。圀障は、灯台の敷地の様相を物語る遺構として貴重であり、灯台とともに歴史的景観をつくりだしている。



圀 障



『福井県敦賀郡名所古蹟写真帖』より（明治 42 年）、左は退息所